

## 財務総合政策研究所における公的研究費の不正使用防止計画

平成 27 年 10 月 5 日  
令和 3 年 11 月 25 日改正

防止計画推進部署は、「財務総合政策研究所における公的研究費の管理・監査の基本方針」に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、財務総合政策研究所における公的研究費不正使用防止計画を以下のとおり定める。

### 1. 機関内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
<ul style="list-style-type: none"><li>・責任者とその責任範囲・権限について、人事異動等による責任者の交代により後任者が十分な認識を有していない。</li><li>・時間が経過することにより、責任意識が低下する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・責任者の交代時においては、十分な引継を行うとともに、担当部署による説明を行う。</li><li>・責任者とその責任範囲・権限についてホームページで公開する。</li></ul>

### 2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
公的研究費の使用ルールとその運用がかい離する。	使用ルールとその運用にかい離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じて規定・ルールの変更等も含めた対策を講じる。
使用ルールについて誤った運用が行われる。	<ul style="list-style-type: none"><li>・使用ルールについて、全ての研究者及び事務職員（以下「研究者等」という。）へ周知する。</li><li>・使用ルールについて研究者等に疑問が生じた場合には、設置した相談窓口において対応することにより誤った運用を事前に防止する。</li></ul>
コンプライアンスに対する関係者の意識が低下する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・研究者等全員から不正使用を行わない旨の誓約書を、年 1 回提出させる。</li><li>・コンプライアンス教育として、研究者等の意識向上等を目的とした研修を年 1 回、定期人事異動後に実施する。研修後はアン</li></ul>

	ケートにより理解度の把握を行う。
不正を行わない、起こさせない組織風土が形成されていない。	構成員全体に対して、不正防止に向けた意識付けとして少なくとも四半期に1回程度、定期的に啓発活動を実施していく。

### 3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生する。	定期的に予算施行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。

### 4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	具体的防止計画
通報窓口がわかりにくいいため、不正が潜在化する。	通報窓口をホームページに掲載し、周知する。
行動規範や使用ルールに関する理解が不足する。	コンプライアンス教育としての研修や啓発活動とあわせて、使用ルール等にかかる研修を年1回、定期人事異動後に実施する。研修後はアンケートにより理解度の把握を行う。

### 5. モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
国等の制度変更により、整備した公的研究費の管理・監査体制及び不正防止計画が適切なものでなくなる。	管理・監査体制や不正防止計画の適正性を年1回以上確認し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ。